

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年9月12日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部長 高橋 宏昌

## 1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 魚群探索実証試験に向けた無人航空機（ドローン）の調達及び運用業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成31年3月29日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるか、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付  
神奈川県横浜西区みなとみらい2-3-3  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
開発調査センター開発業務課支援係  
電話 045-227-2728  
FAX 045-227-2705
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意様式に「無人航空機（ドローン）の調達・運用業務入札説明書宅配便着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「無人航空機（ドローン）の調達・運用業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成30年11月5日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までに質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することとする。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 平成30年11月19日 14時00分  
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室1
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 平成30年11月16日 17時00分  
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされおそれがあるものと認めらるる場合、又はその者おそれがあることと認めらるる場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
 次の①及び②に該当する契約先  
 ① 当機構において役員を経験した者（課長相当職以上経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること  
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>  
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
<sup>※注1</sup> 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者と認められる者を含む。  
<sup>※注2</sup> 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
 ② 当機構との間の取引高  
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもつて同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 魚群探索実証試験に向けた無人航空機（ドローン）の調達及び運用業務

2. 業務目的 海洋水産資源開発調査（遠洋かつお釣）では漁場探索能力の高度化等による操業効率の向上を目的として、無人航空機（ドローン）による魚群探索の実証調査を行うこととしている。遠洋かつお釣漁業における魚群探索は海鳥レーダーで発見した鳥群れを指標として魚群を探索するのが基本である。探索のためのドローン運用では海鳥レーダーに映る鳥群れの位置まで飛行し内蔵カメラで撮影し漁船に送信した画像から、乗組員が魚群の有無・規模を推定し、意思決定につなげることを想定している。遠洋かつお釣り漁船の場合、ドローン発着に使用できるスペースが限られるため、高い操縦性能を持つ小型のドローンである必要がある。また、かつお船では日中は常に操業スタンバイ状態が継続し突発的に操業が開始することも多いことから、ドローンが離発着できる機会が制限される。こうした遠洋かつお釣り漁船特有の制限条件を満たすドローンを選定し、狭い船上への発着試験や無線のテストを実施した後に、漁場での探索実証試験へ移行する。もって魚群探索に使用可能であることを実証し、遠洋かつお釣船団への実装を目指す。このためには、機体の調達、運搬、船上試験期間中の機体運用（操作・保守）などの一連の業務を専門業者に委託する。

3. 業務場所

船上実証試験：当センター用船調査船（遠洋かつお釣漁船）上

試験場所：太平洋漁場

積込・積卸地（出入港地）：ミクロネシア連邦ポンペイ島（ポナペ島）内で当センターが指定する場所

4. 履行期限

自）平成30年12月1日

至）平成31年3月29日

ただし、洋上乗船期間は上記期間のうち1航海（30日間）ないし連続する2航海（合計30日

間) とするが、気象海況等により、多少前後することがある。

## 5. 業務内容

1) 機体の調達：請負業者は下記仕様を満たす無人航空機を調達し、調査船における試験に供する。請負業者の機体調達方法は購入・リース・レンタルを問わない。機構は当該機体の所有権を持たない。機体の故障や滅失が生じても上記試験を遂行できるよう、必要な予備機を最低一式用意すること。機体は調査船の出港3日前までに入港地に用意すること。

### 無人航空機仕様

- ・連続飛行可能時間が12時間以上あること
- ・航続距離が80km以上あること
- ・機体全長が3m以内であること
- ・船上において5m×5m程度の水平平面上で発着が可能
- ・機体重量は30kg以内であること
- ・目視外プログラム飛行が可能であること
- ・無線・衛星通信等によりコマンド送信が可能であること
- ・魚群の有無、魚群性状を船上で判断するための画像送信の機能を有すること
- ・画像解像度は720×480以上とする。

### 2) 操縦士・整備士：

・請負業者は調査船における試験の際には十分な技量を有する操縦士・整備士（兼任可）を出入港地に派遣し、調査員の指示のもと、試験期間にわたって調査船に同乗させ、無人航空機の操縦業務、整備業務にあたらせる。

- ・調査船乗船中の食事は支給するが、食費は船主に支払うこと。

### 3) 船上試験：

・太平洋漁場において洋上での離着艦試験および無線通信試験を行う。離着艦と無線通信に問題ないことが確認された後に、実操業に準じた魚群探索試験を行う。

- ・上記乗船期間中に1航海で5回以上上記の飛行試験を行うこと。ただし海況等により飛行

試験が困難であると判断された場合は同乗の調査員の指示に従うこと。

- ・飛行、探索試験では調査員と漁労長が請負業者担当者と相談して決めた飛行経路を飛行する。
- ・ドローンから送られてくる映像を船上でモニターし魚群の有無の判定を行うとともに、画像データを記録する。飛行中は飛行データ及び離発着時の機体データを記録する。
- ・無人航空機及び関連資材等の調査船への搬入は、通関手続も含めて請負業者が行う（調査船への離発着台取り付けは開発調査センターが行う）。

成果物：

上記により取得した飛行データ及び機体データは電磁的記録媒体にて1式提出すること。

## 6. その他

詳細については担当職員の指示に従い、完全に行うものとする。